

兵庫県中小企業等外国出願支援事業募集のご案内

公益財団法人新産業創造研究機構
知的財産センター

兵庫県内の中小企業による産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）に要する経費の一部を助成します。

本年度は、地域団体商標の外国出願については事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人も助成対象者となります。

※本事業は、特許庁の「平成30年度中小企業等外国出願支援事業」による事業です。

- 公募時期：平成30年7月17日（火）～8月17日（金）必着
- 採択通知：平成30年9月中（予定）

募集の概要

1. 助成対象者

- ①兵庫県内に本社を有する中小企業者 ※「みなし大企業」に該当する場合は除く
- ②地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人（特定非営利活動法人）

2. 助成対象出願

申請書提出時点で日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標を出願しており、採択後に同内容の出願を外国へ平成30年12月20日までに（特許協力条約に基づく国際出願（PCT出願）における国内移行や、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠出願、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）を含む）を行う予定のもの。

3. 助成の条件

- ①外国特許庁への出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一であること。
- ②補助事業に係る書類提出について、出願業務を依頼する弁理士の協力を得られること。
- ③補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。

4. 助成率・助成上限額

助成率： 助成対象経費の1/2以内
1企業に対する上限額： 300万円（複数案件の場合）
案件ごとの上限額： 特許150万円
実用新案・意匠・商標60万円
冒認対策商標： 30万円

5. 助成対象経費

外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

※交付申請後、交付決定の後に発生した経費に限る。

※昨年度と同様に本年度もジェトロで同一案件の併願（重複）申請はできません。

詳細は募集要領を御確認ください。募集要領は、新産業創造研究機構のホームページを
(<http://www.niro.or.jp/>) ご覧ください。（7月中旬公開予定）

【問合せ先】

公益財団法人新産業創造研究機構（NIRO：ナイロ） 知的財産センター（078-306-6808）